

国立大学法人岡山大学管理学則（案）

〔平成16年4月1日〕
〔岡大学則第1号〕

改正 平成17年3月24日学則第1号
平成18年1月26日学則第1号
平成18年3月30日学則第4号
平成19年2月 1日学則第1号
平成19年3月30日学則第3号
平成20年1月31日学則第1号
平成20年3月27日学則第4号
平成21年1月28日学則第1号
平成21年3月27日学則第4号
平成22年1月28日学則第1号
平成22年3月31日学則第3号
平成22年7月22日学則第5号
平成23年1月27日学則第1号
平成23年4月26日学則第2号
平成23年9月27日学則第3号
平成24年1月24日学則第1号
平成24年3月22日学則第3号
平成24年11月28日学則第4号
平成25年3月27日学則第3号
平成25年9月30日学則第4号
平成25年11月28日学則第5号
平成26年1月28日学則第1号
平成26年3月27日学則第4号
平成26年6月19日学則第6号
平成26年9月30日学則第8号
平成26年11月27日学則第9号
平成27年2月24日学則第1号
平成28年2月23日学則第3号
平成29年3月28日学則第2号
平成29年11月28日学則第5号
平成30年3月27日学則第1号
平成30年9月27日学則第5号
平成31年3月28日学則第1号
平成31年4月16日学則第4号
令和元年10月1日学則第5号
令和 年 月 日学則第 号

第1章 法人

第1節 総則

（法人の目的）

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の

教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

(業務の範囲等)

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
 - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
 - 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
 - 七 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項第6号に掲げる業務及び同項第7号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第2節 役員及び職員組織等

(役員)

第3条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、法人の長であるとともに、第28条に定める学長となる。
- 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
- 二 教育職員
- 三 医療職員
- 四 その他の職員

- 2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。
- 3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
- 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(法人監査室)

第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。

- 2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

(役員会)

第6条 法人に、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

- 2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第7条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第12条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表する。

一 本学の教育研究上の目的に関すること。

二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

八 授業料、入学料その他の本学が徴収する費用に関すること。

九 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第2節 大学の構成

(学部・学科・課程等)

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	機械システム系学科 電気通信系学科 情報系学科 化学生命系学科
環境理工学部	環境数理学科 環境デザイン工学科 環境管理工学科 環境物質工学科
農学部	総合農業科学科

2 学部又は学科に学科目を置く。

(大学院)

第14条 本学に大学院を置く。

(専攻科)

第15条 本学に次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(別科)

第16条 本学に次の別科を置く。

養護教諭特別別科

(研究所)

第17条 本学に次の研究所を置く。

資源植物科学研究所

惑星物質研究所

異分野基礎科学研究所

2 研究所に共同研究コアを置く。

(附属病院)

第18条 本学に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院の名称は、岡山大学病院とする。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。

理学部 臨海実験所，界面科学研究施設

農学部 山陽圏フィールド科学センター

社会文化科学研究科 国際連携推進センター，文明動態学研究センター

環境生命科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター

医歯薬学総合研究科 薬用植物園，医療教育センター

法務研究科 弁護士研修センター

2 本学に次の研究所附属の研究施設を置く。

資源植物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター

第20条 削除

(全学センター)

第21条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行い又は教育若しくは研究のため共用する施設その他全学的業務を行う施設として、次の全学センターを置く。

評価センター

保健管理センター

環境管理センター

情報統括センター

グローバル人材育成院

地域総合研究センター

教師教育開発センター

中性子医療研究センター

自然生命科学研究支援センター

生殖補助医療技術教育研究センター

埋蔵文化財調査研究センター

第22条 削除

(附属学校)

第23条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校

(附属図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第25条 削除

(規則)

第26条 第13条から第24条までに関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 機構

(機構)

第27条 本学に、本学の重要な目的を達成するための組織として、次に掲げる機構を置く。

全学教育・学生支援機構

研究推進機構

安全衛生推進機構

- 2 全学教育・学生支援機構は、本学の理念・教育目標を達成するため、全学の教育システムの整備、入学者選抜・高大接続、教養教育・その他全学共通教育、学修支援、学生の生活支援、キャリア支援・就職支援等を推進するとともに調査研究、企画、開発及び提言を行う。
- 3 研究推進機構は、本学の理念・研究目標を達成するため、研究及び産学官連携の推進を企画・立案、調整、実施し、また、研究不正の防止等研究コンプライアンスを図ることによって、本学における広範な領域の学術研究を推進し、重点的に研究拠点の形成を進め、知的資産の形成を促進するとともに、知的財産を組織的に管理・活用・保護し、研究成果の社会還元を促進し、併せて本学の財政基盤の向上に資する。
- 4 安全衛生推進機構は、本学構成員等の安全と健康の確保を図り、安全衛生に関する本学の社会的責任を果たすため、関係する他の組織と連携を図り、所要の調査・研究を行い、安全衛生に関する本学の施策・方針を企画・立案するとともに、指導・助言を行う。
- 5 前4項に規定するほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織その他

(学長)

第28条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(総括副学長及び副学長)

第29条 本学に総括副学長及び副学長を置く。

- 2 総括副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長は、学長の校務を助ける。

(学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第31条 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

(学科長)

第32条 各学部の学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(研究所の所長)

第33条 本学の各研究所に所長を置く。

- 2 所長は、その研究所に関する事項を掌理する。

(副所長)

第34条 本学の各研究所に副所長を置くことができる。

- 2 副所長は、所長の職務を助ける。

(病院長)

第35条 岡山大学病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、岡山大学病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第36条 岡山大学病院に副病院長を置くことができる。

- 2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部及び研究科附属の教育施設及び研究施設並びに研究所附属の研究施

設にそれぞれ長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長若しくは研究科長又は研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(全学センターのセンター長)

第38条 全学センターにそれぞれセンター長を置く。

2 全学センターのセンター長は、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(全学センターの副センター長)

第39条 全学センターに副センター長を置くことができる。

2 全学センターの副センター長は、センター長の職務を助ける。

第40条 削除

第41条 削除

(附属学校園の長)

第42条 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。

(附属図書館の館長及び分館長)

第43条 附属図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。

2 館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

3 分館長は、館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。

(副館長)

第44条 附属図書館に副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の職務を助ける。

(機構長)

第45条 機構にそれぞれ機構長を置く。

2 機構長は、機構に関する事項を掌理する。

(副機構長)

第46条 機構に副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、機構長の職務を助ける。

(事務組織)

第47条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に、事務職員その他必要な職員を置く。

3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 会議

(部局連絡会)

第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。

2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第50条 本学の各学部、大学院の各研究科、各研究所及び岡山大学病院にそれぞれ教授会を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述

べるものとする。

- 3 教授会は、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 保健管理センター、環境管理センター、情報統括センター、グローバル人材育成院、地域総合研究センター、教師教育開発センター、中性子医療研究センター、自然生命科学研究支援センター、生殖補助医療技術教育研究センター、埋蔵文化財調査研究センター、全学教育・学生支援機構、研究推進機構及び安全衛生推進機構に、教授会として運営委員会を置く。
- 5 教授会及び教授会としての運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的研修等)

第51条 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第7節 学生の定員等 (収容定員等)

第52条 学部、学科等別収容定員等は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院

第1節 大学院の目的等 (大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

- 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。

(自己評価等)

第54条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程、博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、大学院及び研究科ごとに自己評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、専門職学位課程にあつては、当該専門職学位課程の設置の目的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については、第12条の規定を準用する。

第2節 大学院の構成

(研究科，専攻，課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻	博士課程 (前期2年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期3年)
自然科学研究科	数理解物理科学専攻，分子科学専攻，生物科学専攻，地球科学専攻，機械システム工学専攻，電子情報システム工学専攻，応用化学専攻	博士課程 (前期2年)
	地球惑星物質科学専攻	博士課程
	数理解物理科学専攻，地球生命物質科学専攻，学際基礎科学専攻，産業創成工学専攻，応用化学専攻	博士課程 (後期3年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期2年)
	保健学専攻	博士課程 (後期3年)
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻，生命環境学専攻，資源循環学専攻，生物資源科学専攻，生物生産科学専攻	博士課程 (前期2年)
	環境科学専攻，農生命科学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)

	生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻，社会環境生命科学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程

2 社会文化科学研究科，自然科学研究科（地球惑星物質科学専攻を除く。），保健学研究科，環境生命科学研究科，医歯薬学総合研究科（生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻及び社会環境生命科学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

3 法務研究科の課程は，第60条で定める法科大学院の課程とする。

4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は，第60条の2で定める教職大学院の課程とする。

5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き，その種類その他必要な事項は，別に定める。

6 第1項から第5項までに定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，別に定める。

（修士課程）

第57条 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（博士課程）

第58条 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第59条 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（法科大学院の課程）

第60条 前条の専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，法科大学院の課程とする。

（教職大学院の課程）

第60条の2 第59条の専門職学位課程のうち，専ら幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，

教職大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第61条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

第3節 教員組織

(教員組織)

第62条 研究科の教員組織は、各研究科において定めるものとする。

2 研究科の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

3 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。

(研究科長)

第63条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等

(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第4章 雑則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 第13条及び第56条の規定にかかわらず，岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は，平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

学部又は研究科		学科又は専攻
岡山大学	文学部	人間学科，行動科学科，歴史文化学科，言語文化学科
	教育学部	小学校教員養成課程，中学校教員養成課程，特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部	法学科
	経済学部第二部	経済学科
	薬学部	薬学科
	工学部	精密応用化学科
岡山大学大学院	文学研究科	人間学専攻，行動科学専攻，歴史文化学専攻，言語文化学専攻
	法学研究科	法務専攻，公共政策専攻，地域法政専攻
	経済学研究科	経済学専攻
	医学研究科	生理系，病理系，社会医学系，内科系，外科系
	歯学研究科	歯学専攻
	文化科学研究科	人間社会文化学専攻，産業社会文化学専攻
	自然科学研究科	物質科学専攻，生物資源科学専攻，システム科学専攻，知能開発科学専攻

- 3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については，旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。
- 4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は，法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間，それぞれ置くものとする。
- 5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から令和8年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。

理学部	数学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	物理学科	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	化学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	生物学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	地球科学科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	計	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	112	112	112	112	100	100	100	100	100
	保健学科 看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	放射線技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	275	275	275	275	275	275	272	272	272	272	260	260	260	260	260
歯学部	歯学科	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
薬学部	薬学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	創薬科学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
工学部	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460
環境理工学部	環境数理学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	環境デザイン工学科	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	環境管理工学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	環境物質工学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
農学部	総合農業科学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合 計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,183	2,183	2,183	2,183	2,183

6 別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別(法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。)の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	前期及び後期の区分を設けない博士課程 博士後期課程
		収容定員	収容定員

		平成 30年度	平成 31年度	平成 30年度	平成 31年度	
教育学研究科	教育科学専攻	37	74	—	—	
	従前の 専攻	学校教育学専攻	6	—	—	—
		発達支援学専攻	9	—	—	—
		教科教育学専攻	47	—	—	—
		教育臨床心理学専攻	8	—	—	—
	計	107	74	—	—	
社会文化科学研究科	国際社会専攻	14	28	—	—	
	日本・アジア文化専攻	12	24	—	—	
	人間社会文化専攻	30	60	—	—	
	法政理論専攻	15	30	—	—	
	経済理論・政策専攻	6	12	—	—	
	組織経営専攻	25	22	—	—	
	社会文化学専攻	—	—	36	36	
	従前の 専攻	社会文化基礎学専攻	27	—	—	—
		比較社会文化学専攻	40	—	—	—
		公共政策科学専攻	19	—	—	—
	計	188	176	36	36	
自然科学研究科	数理物理学専攻	76	76	26	22	
	分子科学専攻	48	48	—	—	
	生物科学専攻	44	44	—	—	
	地球科学専攻	32	32	—	—	
	機械システム工学専攻	196	196	—	—	
	電子情報システム工学専攻	180	180	—	—	
	応用化学専攻	100	100	19	17	
	地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20	
	地球生命物質科学専攻	—	—	45	39	
	学際基礎科学専攻	—	—	10	20	
	産業創成工学専攻	—	—	60	57	
	従前の 専攻	生命医用工学専攻	57	—	20	10
	計	733	676	200	185	
	保健学研究科	保健学専攻	52	52	30	30

		計	52	52	30	30
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻		60	60	—	—
	生命環境学専攻		46	46	—	—
	資源循環学専攻		86	86	—	—
	生物資源科学専攻		50	50	—	—
	生物生産科学専攻		76	76	—	—
	環境科学専攻		—	—	66	66
	農生命科学専攻		—	—	60	60
	計		318	318	126	126
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻		40	40	—	—
	薬科学専攻		77	74	29	28
	生体制御科学専攻		—	—	100	100
	病態制御科学専攻		—	—	248	248
	機能再生・再建科学専攻		—	—	112	112
	社会環境生命科学専攻		—	—	52	52
	計		117	114	541	540
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻		80	160	16	32
	計		80	160	16	32
合 計			1,595	1,570	949	949

7 別表第3の規定にかかわらず、平成29年度から平成30年度までの法務研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	法科大学院課程	
		収容定員	
		平成29年度	平成30年度
法務研究科	法務専攻	84	78
	計	84	78
合 計		84	78

8 別表第4の規定にかかわらず、平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	
		平成30年度	
教育学研究科	教職実践専攻	65	

	計	65
合	計	65

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、医歯学総合研究科の教授会は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の分子・生物科学専攻、薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻、数理電子科学専攻、基盤生産システム科学専攻、物質分子科学専攻、生体機能科学専攻、生命分子科学専攻、資源管理科学専攻、地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻は、平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定にかかわらず、教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科の教授会は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻

攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻及び教育組織マネジメント専攻は、平成20年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の地球物質科学専攻は、平成21年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（前期2年の博士課程）は、平成22年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科及び通信ネットワーク工学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科の教授会は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の物質生命工学専攻、生物資源科学専攻、生物圏システム科学専攻、先端基礎科学専攻、機能分子化学専攻及びバイオサイエンス専攻並びに医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は、平成24年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前2項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第50条は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の化学生命工学専攻は、それぞれ、平成27年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究科の社会

文化基礎学専攻，比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医用工学専攻は，それぞれ，平成30年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については，従前の例によるものとする。

附 則

この学則は，平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成31年4月16日から施行し，平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は，令和元年10月1日から施行する。

附 則

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第52条関係）

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
文学部	人文学科	人 700	人 175	人
	計	700	175	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	250	
	養護教諭養成課程	120	30	
	計	1,120	280	
法学部	法学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	80	20	
	計	900	225	
経済学部	経済学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	160	40	
	計	980	245	
理学部	数学科	80	20	
	物理学科	140	35	
	化学科	120	30	
	生物学科	120	30	
	地球科学科	100	25	

	計	40 600	140	20 20
医学部	医学科	625	100	5
	保健学科			
	看護学専攻	340	80	10
	放射線技術科学専攻	170	40	5
	検査技術科学専攻	170	40	5
	計	1,305	260	25
歯学部	歯学科	313	48	5
	計	313	48	5
薬学部	薬学科	240	40	
	創薬科学科	160	40	
	計	400	80	
工学部	機械システム系学科	640	160	
	電気通信系学科	400	100	
	情報系学科	240	60	
	化学生命系学科	560	140	
	計	60 1,900		30 30
環境理工学部	環境数理学科	80	20	
	環境デザイン工学科	200	50	
	環境管理工学科	160	40	
	環境物質工学科	160	40	
	計	600	150	
農学部	総合農業科学科	480	120	
	計	480	120	
合 計		9,298	2,183	80

備考 1 理学部，医学部保健学科及び工学部の編入学定員は，第3年次編入学定員である。

2 医学部医学科及び歯学部の編入学定員は，第2年次編入学定員である。

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程 博士後期課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育科学専攻計	人 74 74	人 37 37	人 — —	人 — —
社会文化科学研究科	国際社会専攻 日本・アジア文化専攻 人間社会文化専攻 法政理論専攻 経済理論・政策専攻 組織経営専攻 社会文化学専攻 計	28 24 60 30 12 22 — 176	14 12 30 15 6 11 — 88	— — — — — — 36 36	— — — — — — 12 12
自然科学研究科	数理物理学専攻 分子科学専攻 生物学専攻 地球科学専攻 機械システム工学専攻 電子情報システム工学専攻 応用化学専攻 地球惑星物質科学専攻 地球生命物質科学専攻 学際基礎科学専攻 産業創成工学専攻 計	76 48 44 32 196 180 100 — — — — 676	38 24 22 16 98 90 50 — — — — 338	18 — — — — — 15 20 33 30 54 170	6 — — — — — 5 4 11 10 18 54
保健学研究科	保健学専攻計	52 52	26 26	30 30	10 10
環境生命科学研究所	社会基盤環境学専攻 生命環境学専攻 資源循環学専攻 生物資源科学専攻 生物生産科学専攻 環境科学専攻 農生命科学専攻 計	60 46 86 50 76 — — 318	30 23 43 25 38 — — 159	— — — — — 66 60 126	— — — — — 22 20 42
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻 薬科学専攻 生体制御科学専攻 病態制御科学専攻	40 74 — —	20 37 — —	— 27 100 248	— 9 25 62

	機能再生・再建科学専攻	—	—	112	28
	社会環境生命科学専攻	—	—	52	13
	計	114	57	539	137
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合 科学専攻	160	80	48	16
	計	160	80	48	16
合	計	1,570	785	949	271

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻	人	人
		72	24
	計	72	24
合	計	72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻	人	人
		90	45
	計	90	45
合	計	90	45

- 1 記号番号 岡大学則第 号
- 2 制定年月日 令和2年3月 日
- 3 制定者 岡山大学長 榎野 博史
- 4 改正理由 医学部医学科の令和2年度及び令和3年度の入学定員をそれぞれ12人増（地域枠9人（岡山県4人，広島県2人，兵庫県2人，鳥取県1人）及び歯学部定員削減枠3人）とすることに伴う規定の整備のため。

国立大学法人岡山大学管理学則の一部改正新旧対照表（案）

改 正													現 行																
第1条～第51条（略） （収容定員等） 第52条 学部，学科等別収容定員等は，別表第1のとおりとする。 第53条～第68条（略） 附 則（平成16年学則第1号） 1～4（略） 5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から令和8年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。 一 収容定員													第1条～第51条（略） （収容定員等） 第52条 学部，学科等別収容定員等は，別表第1のとおりとする。 第53条～第68条（略） 附 則（平成16年学則第1号） 1～4（略） 5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から平成36年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。 一 収容定員																
学 部	学科等	平成 24 年度	(略)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度				学部	学科等	平成 24 年度	(略)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度			
(略)													(略)																
医学部	医学科	662	(略)	712	709	706	703	688	673	661	649	637				医学部	医学科	662	(略)	712	709	694	679	664	649	637			
	保健学科	(略)											保健学科	(略)															
	計	1342	(略)	1392	1389	1386	1383	1368	1353	1341	1329	1317				計	1342	(略)	1392	1389	1374	1359	1344	1329	1317				
(略)													(略)																
合 計		9358	(略)	9380	9377	9379	9376	9361	9346	9334	9322	9310				合 計	9358	(略)	9380	9377	9367	9352	9337	9322	9310				

二 入学定員

学 部	学科等	平成 24 年度	(略)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
(略)													
医学部	医学科	115	(略)	112	112	<u>112</u>	<u>112</u>	100	100	100	<u>100</u>	<u>100</u>	
	保健学科	(略)											
	計	275	(略)	272	272	<u>272</u>	<u>272</u>	260	260	260	<u>260</u>	<u>260</u>	
(略)													
合 計		2198	(略)	2195	2195	<u>2195</u>	<u>2195</u>	2183	2183	2183	<u>2183</u>	<u>2183</u>	

6～8 (略)

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1～別表第4 (略)

二 入学定員

学部	学科等	平成 24 年度	(略)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度			
(略)													
医学部	医学科	115	(略)	112	112	<u>100</u>	<u>100</u>	100	100	100			
	保健学科	(略)											
	計	275	(略)	272	272	<u>260</u>	<u>260</u>	260	260	260			
(略)													
合 計		2198	(略)	2195	2195	<u>2183</u>	<u>2183</u>	2183	2183	2183			

6～8 (略)

別表第1～別表第4 (略)